

平成27年度 第3回 茨木市高齢者施策推進分科会

|       |  |
|-------|--|
| 開催日時  | 平成27年11月20日（金）午後1時57分～午後3時46分  |
| 開催場所  | 茨木市福祉文化会館 4階会議室  |
| 会長    | 黒田会長   |
| 出席者   | 黒田委員、高山委員（代理渡邊保健師）、中村（よし子）委員、野口委員、古長委員、森委員、舩本委員、福田委員   |
| 欠席者   | 中村（正）委員、綾部委員、中島委員、浦野委員、坂口委員、富澤委員、祖田委員  |
| 事務局職員 | 石津健康福祉部長、北川健康福祉部理事、山本高齢者支援課長、島本福祉指導監査課長、北達保健医療課長、重留介護保険課長、竹下高齢者支援課参事、大北高齢者支援課参事、中島高齢者支援課課長代理、村上介護保険課課長代理、永友高齢者支援課地域支援係長、森介護保険課認定給付係長、佐村河内社会福祉協議会事務局課長代理  |
| 議題    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新しい総合事業のサービス利用までの流れについて</li> <li>2 サービスの種類について</li> <li>3 コーディネーター及び協議体の整備について</li> <li>4 その他</li> </ol>  |
| 資料    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 ～新しい介護サービスの利用の手続き・流れ～</li> <li>・資料2 基本チェックリスト様式</li> <li>・資料3 茨木市の新しい総合事業への円滑な移行について（案）</li> <li>・資料4 平成28年度茨木市訪問型サービス内容（案）</li> <li>・資料5 平成28年度茨木市通所型サービス内容（案）</li> <li>・資料6 平成28年度茨木市介護予防ケアマネジメント内容・基準（案）</li> <li>・資料7 平成28年度茨木市一般介護予防事業（案）</li> <li>・資料8 茨木市生活支援コーディネーター事業計画（案）</li> <li>・資料9 第1層及び第2層協議体の整備について（案）</li> </ul> |

| 議 事 の 経 過 |   |
|-----------|---|
| 発 言 者     | 発 言 の 要 旨   |
| 事務局       | <p>1 開会</p> <p>それでは、時間前ではありますが、皆様お揃いいただいておりますので、始めさせていただきますよろしいでしょうか。</p> <p>本日は、お忙しい中御出席をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>ただいまから、平成27年度第3回茨木市高齢者施策推進分科会を開催いたします。</p> <p>それでは、会議の議事進行は、会長が行うこととなっております。</p> <p>黒田会長、よろしくお願いいたします。</p>               |
| 黒田会長      | <p>それでは、座ったままで進めさせていただきます。</p> <p>まず、この分科会の会議は、原則公開ということになりますので、御了解いただきますようお願いいたします。また、会議録の作成上、御発言の際はマイクを使用させていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の委員の出席状況につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。</p>   |
| 事務局       | <p>本日の委員の出席状況につきまして、御報告いたします。</p> <p>委員総数15人のうち、御出席は8人、欠席は7人で、半数以上の出席をいただいておりますので、地域福祉推進審議会規則第8条第2項により、会議は成立いたしております。</p> <p>なお、茨木保健所からは、高山委員の公務の御都合によりまして、渡邊保健師に代理出席をお願いしております。よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日は傍聴の方が4人いらっしゃることを御報告いたします。以上です。</p> |
| 黒田会長      | <p>過半数ということですが、本日の出席者数はぎりぎりでした。人数が8名ということですが、どうぞ活発な御議論のほどお願いいたします。</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>す。</p> <p>前回に引き続いて、本日は新しい総合事業をどう進めていくかということです。前回よりも具体的な議論になってまいると思います。</p> <p>議題は、お手元の次第で、その他も含めて4点ございますが、この順番に事務局から御説明を受けながら順次審議をしていくということでよろしいでしょうか。</p>   |
| 黒田会長 | <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>それでは、議事に移らせていただきます。</p> <p>議題1の「新しい総合事業のサービス利用までの流れについて」事務局より御説明をお願いいたします。</p>   |
| 事務局  | <p>それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。</p> <p>お手元、この資料3、当日差し替えの資料を1枚置かせていただいております。各サービスの開始時期というのが、おおよそ、こちらとしても考えております時期がはっきりしましたので、それを盛り込んだ形でこの資料3という分を修正し、当日の差しかえということで皆さんにお配りしております。御確認よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議案1「新しい総合事業のサービス利用までの流れについて」ということで、資料1ページお開けください。</p> <p>前回は、制度の概要と大きな枠の上でのお話でしたので、本日は各事業、また取り組みなど、具体的な点について本日細かい資料内容となっております。少しお時間をいただくこととなりますが、よろしくお願ひします。</p> <p>1ページ目につきましては、本日の議題1から3、大きなまとめとして書かせていただいております。</p> <p>まず1点目の新しい総合事業のサービス利用について、前回どういう対象の方が今回の総合事業の対象になっていくかということで、フロー図では書き込めていないところがありましたので、ここで御説明いたします。</p> <p>この新しい総合事業は、介護保険制度の中でのサービス事業になりますので、新しい総合事業のサービスを利用できる人は、これまでの介護保険制度と同様、65歳以上の人及び40歳から64歳の人で特定疾病に該当する人となります。ですから、これまでと同様となります。</p> |

次、窓口での相談から各種サービスの利用までの流れについて、前回は総合事業用のフロー図にしておりましたので、要介護、要支援、そういう方々の申請手続きとかの流れがわかりにくいという御意見がありました。資料1としてまとめさせてもらっております。

そして、次に前回基本チェックリストというものを御提示しておりませんでしたので、本日は資料2で総合事業の対象となる方をスクリーニングしていきます基本チェックリストを資料2としてつけております。

それから、新しい総合事業への円滑な移行についてということで、資料3、これについては、平成28年度、平成29年度、平成30年度、どういう形で移行していくかということのまとめになります。それはフロー図について、御説明を順次していきたいと思っております。

それでは、2ページをお開きください。資料1になります。

窓口での手続きのフロー図となります。

このフロー図の見方は、左側から利用されるサービスということで、右側に順次流れていく形になります。まず左側の市民さんというところがスタートとなります。生活上いろいろなお困りごと、体力の低下がある、何か御相談、困りごとが出てきた方については、そこの下、市の窓口、または地域包括支援センターに御相談をしていただくこととなります。市民さんから生活上の困りごと、また希望のサービスを伝えていただいて、黒のライン、これは明らかに要介護状態及び介護給付、予防給付のサービスが必要な方ということで、杖をついたり、車椅子に乗られていたり、ほぼ寝たきりであるとか、そういうお体の状態、また認知症の悪化により、生活に支障を来されているとか、そういうふうなお体の具合になれば、これまでどおり要介護認定の申請ということになります。

次、赤のラインになります。ここがおおむね日常生活能力が維持できている。これまでの要支援1、2のレベルの方、部分的に生活の援助が必要で、機能訓練とかを通じて、これまでの生活を維持していただける状態の方は、この赤のラインで基本チェックリストを実施して、総合事業の対象となれば、次に介護予防ケアマネジメント、地域包括支援センターで行うケアマネジメントを受けていただいて、総合事業のサービスを利用していただくという流れになります。緑のラインにつきましては、明らかに介護予防・生活支援サービスの事業対象外ということで、基本チェックリストでも全く該当されずに、とてもお元気で頑張っておられる方は、この緑のラインで一般介護

予防事業、これまでもやっていた積極的な介護予防のいろいろな教室を御利用していただいて、引き続き元気づくり、介護予防に努めていただくという流れになっていきます。

それでは、次の資料2になります。

これは、厚生労働省が作成しております基本チェックリストの様式となっております。1から25項目、この25項目中この下の段、事業対象者に該当する基準というものが国から示されておりまして、①、1から20までの20項目のうち10項目以上に該当ということで、全体的な生活能力、体の機能低下を来しているという方に該当していきます。

②については、6から10、これは主に運動機能の状態を見ていますので、これのうち3項目に該当すると、運動能力、歩くとか立ち上がるとか、そういう能力の低下を来すという結果になります。

③については、11から12の2項目、これは栄養状態をあらわしておりまして、全てに該当した場合には低栄養の状態、今後、体力の低下、いろいろな病気になりやすいとか、そういう栄養状態を示してきます。

④については、13～15の項目の、3項目のうち2項、これは口腔機能の低下ということで、やはり噛んで食べる、踏みしめて立ち上がる、そういう口の機能の低下を該当する項目になってきます。

次、16から17の2項目のうち16に該当となると、閉じこもりの傾向があると判断されます。

次、⑥番については、18から20の3項目のうち1項目以上、これは認知機能の低下、認知症のリスクを示すことになります。

⑦番については、21から25の5項目のうち2項目、これは鬱病の可能性を示唆するという項目になっております。ですから、ここの項目のどういうふうな組み合わせ、どういう項目に該当するかによって、また御家庭の生活状態とかを総合的にアセスメントを地域包括支援センターがすることによって、対象となる方に必要なサービスをプランとして組み立てていくという流れになっていきます。

次、資料3に移らせていただきます。

茨木市では、この新しい総合事業への円滑な移行ということで、これまでの介護予防訪問介護、介護予防通所介護（予防給付）であったものを訪問型サービス、通所型サービスへの段階的な移行ということを考えております。

上の区分、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、平成27年度は予防給

付で実施しております。平成28年度になりましたら、既に介護サービスを受けられている方については、初年度、予防給付をそのまま継続をしていただき、サービスを受けていただき、平成29年度につきましては、更新時から新しい総合事業での通所型サービス、訪問型サービスということで移行していただく予定にしております。

新しい総合事業については、下段の平成28年度の4月からの開始ということをご予定しておりますので、新規申請者から新しい総合事業でのサービス利用を開始していただき、順次サービスがふえていく中で、利用をいろんなものと組み合わせてしていただくということで、平成30年度につきましては、全面移行となり、介護予防訪問介護、介護予防通所介護については、総合事業で同等の通所型、訪問型のサービスを利用していただくということを考えております。それを段階的なイメージということで図式化しています。

それでは、次のページになります。

これが平成28年度開始時点の茨木市の介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成（案）となります。新しい総合事業は、この図にありますとおり、左側のピンク、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業のこの二つで構成されております。上の段、介護予防・生活支援サービス事業につきまして、平成28年度は訪問型サービス、二重括弧の黄色の分になります。そこで一番右の各サービスの黄色で示された赤枠の部分、ここを茨木市としては実施をして、まず開始を考えております。

次、通所型サービスにつきましても、一番右側の①、③、④、このサービスの種類、それとあわせもって、介護予防のプランという部分になります介護予防ケアマネジメント、これも一緒に行うことになります。

それと、もう一つのピンクの一般介護予防事業、これは、これまでも介護予防事業としてやっておりましたので、①から⑤について引き続き地域でのいろいろな介護予防の必要な対象者を把握するほか、啓発事業、活動をされている方々への支援事業、事業評価、あと地域リハビリテーションということで、専門職の地域での活動への支援、そういったことも全体的な形で提供していこうと思っております。

移行のフロー図でもお示ししたとおりに、まず、訪問型のサービス①と④、これにつきましては現行でもサービス提供をされておりますので、これは4月からの開始と考えております。②につきましては10月から。次に通所型サービス、これにつきましても、①と④、これは引き続きになりますので4

|             |   |
|-------------|---|
| <p>黒田会長</p> | <p>月から、③については10月からと考えております。</p> <p>このサービス事業の開始時期につきましては、やはり新しい事業につきましてもは一定の準備期間が必要なこと、また茨木市においては、来年度市長選となりますので、やはり予算的なこと、また政策的なこととかを総合的に判断させていただいて、10月からの開始予定としております。</p> <p>それでは次、サービス事業の細かい内容、基準について御説明させていただきます。</p> <p>資料は資料4ということになります。</p> <p>1番目ということで、ちょっと区切りましょうか。</p> <p>資料3までということで、何か御質問ないですか。</p> <p>新しい総合事業というのが、来年度から始まりますということですよ。そして、これまでの要支援の1、2の高齢者で訪問サービスとか通所型サービスを利用している人が、この新しい総合事業に移行していくわけですが、どのようなスケジュールで移行していくかというようなお話をさせていただきました。資料3にそれが載っているというわけですね。</p> <p>新しい総合事業のサービス利用の手続きですとか、移行のスケジュールに関して、何か質問ないですか。</p> <p>野口委員さんにマイクをお願いします。</p> |
| <p>野口委員</p> | <p>すみませんが、新しい総合事業の中で、平成28年度から実施するようになっておりました中で、4月からと10月からに分かれていますね。これはどういう理由で分かれていますのですか。4月からじゃなしに、10月からと分けていますね。</p>   |
| <p>事務局</p>  | <p>10月からの開始予定にしている訪問型サービスAと、通所型サービスBの事業については新しいサービス体系になりますので、やはり一定研修とか、あと人の確保とか、事業所の準備期間、また市側とのいろんな連絡、研修、一定そういうふうなことも必要になってきますので、10月からの開始と思っております。</p> <p>もう一つは、来年市長選がありますので、やっぱりそういったところも一つの大きな節目となりますので、10月からの開始と考えているところで</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 野口委員 | わかりました。上期と下期に分かれるということですね。はい、わかりました。   |
| 黒田会長 | 市長選は何月でしたっけ。   |
| 事務局  | 4月です。  |
| 黒田会長 | ほかに何か御質問や御意見、追加コメントなどはありませんか。  |
| 古長委員 | このチェックリストは、窓口に来た方のみなのか、もしくは65歳になった時点で、各戸に配付されてチェックリストを受けるのか、それはどうでしょうか。  |
| 事務局  | 窓口に来ていただいて、対面でということになります。  |
| 古長委員 | 全員ということでないということですね。  |
| 事務局  | そうですね。   |
| 古長委員 | はい、わかりました。   |
| 黒田会長 | チェックリストは今まで郵送で全員に書いていただくというようなことをやっていたのでしたっけ。もうそれはなくなるというわけですね。  |
| 事務局  | 介護予防の把握事業ということで、介護予防を必要とする方々の把握として、基本チェックリストを対象となる方に送らせていただいて、これまでの二次予防対象者の把握のため、やっておりました。ただ、来年度以降も把握の方法については、これまでの健康アンケートをベースに、調査という形で検討しております。この基本チェックリストは、あくまでもサービス利用を考慮しておられる方への窓口での対応に使用します。早期把握のための調査と、窓口での基本チェックリストで介護予防の必要な方々の早期把握をこの二つの方法で今後はやっていこうと思っています。 |



|      |  |
|------|--|
| 黒田会長 | <p>つまり、今後もこの25項目のチェックリストの郵送調査は続けてやるということですか。</p>   |
| 事務局  | <p>今検討はしております。</p>   |
| 黒田会長 | <p>ほかにございませんか。<br/> それでは、次の2番目の「サービスの種類について」に移ってまいります。御説明をよろしく申し上げます。</p>  |
| 事務局  | <p>それでは、議題2の「平成28年度から開始するサービスの種類について」ということで、資料4から7となります。<br/> それでは、資料4をお開きください。<br/> まず、平成28年度茨木市訪問型サービス内容（案）ということでお示ししております。米印にありますとおり、各サービスの内容・基準は11月20日、本日時点の案でありますので、予算編成の段階で変更となる場合があります。<br/> それでは、各基準、内容、それぞれについて、御説明させていただきます。事前に資料は送付しておりますので、要点だけ御説明させていただきます。<br/> まず、平成28年度の訪問型については、この3種類、現行の介護予防訪問介護相当、一番左の部分です。それに合わせて多様なサービスとしての部分、真ん中の訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）、次に一番右の訪問型サービスC（短期集中予防サービス）という3種類になります。一番左の現行相当の訪問介護となりますが、サービス内容については、訪問介護員による身体介護・生活援助となります。対象者とサービス提供の考え方については、中段のとおりになります。真ん中の訪問型サービスA、これはあくまでも生活援助にとどまる内容になってきます。<br/> 次に、訪問型サービスC、これは市の職員、専門職が高齢者支援課に所属しておりますので、この専門職による居宅での相談指導、特に体力や心身の状態の改善が必要な方向けに、この中段の「対象者とサービス提供の考え方」の※のとおり、3～6カ月の短期間、期間限定で市の職員、理学療法士、栄養士、保健師がおりますので、その専門職が関与してプログラムを立てながら、個別指導して生活改善を図るという流れになります。</p> |

実施の方法につきましては、一番左、現行相当については事業者の指定、真ん中のサービスAについては委託、訪問型サービスCについては、直接実施をしつつ、一部委託という形での実施を考えております。

それと、次の基準につきましては、次のページで細かく示しておりますので、次に回させてもらいます。

サービス提供者の例ということで書かせてもらっています。現行相当については、訪問介護員となります。②のサービスAについては、主に雇用労働者、④サービスCについては、保健・医療の専門職、一番下段には、現行のサービス類似として載せさせてもらっております。現行の訪問介護相当の部分については事業所の指定という形で現在97カ所、その事業所の対象となっております。真ん中については、シルバー人材センター等の家事援助事業とかが該当してきます。

次に、訪問型サービスCについては、旧の二次予防・訪問型介護予防事業という形になってきます。

それでは、次のページをお開きください。

これが各訪問型サービスの基準案となっております。一番左、訪問介護（現行の介護予防訪問介護相当）となりますので、人員、設備、運営につきましては、厚生労働省ガイドラインと同様の内容としておりまして、現在、提供されております訪問介護事業としての内容のものになっております。

次、訪問型サービスA、この基準につきましても、厚生労働省からのガイドラインで示されている内容と同様で、管理者、専従1名ほか、従事者、資格、訪問事業責任者のあり方、要件、設備、また運営の守るべき事項、それは国の内容を参照しております。

訪問型サービスCについては、専門の資格を有する者となっておりますので、ガイドラインを参考にしながら市の職員が運営に関しては、この守るべき事項等を盛り込んだ形で運営をしていこうと思っております。

次、単価の部分です。一番左の現行相当の訪問介護につきましては、まず月額額は包括単価、これも現在の報酬と同様の内容になっております。単価の設定につきましては、訪問Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、これについて、週1、週2、週2回以上、これも介護報酬、単位をそのまま使っております。加算についても条件は一緒と思っております。

利用者負担についても、現行と同等ということで、利用者負担1割、また一定所得以上の人は2割と考えております。

次、訪問型サービスAについての月額委託料となります。単価設定の積算根拠は介護報酬を参考に、ここの部分は現行の訪問介護とは違って生活援助のみとなってくるので、単価を下げまして、そこからの積算で1回当たり1,500円、週2回程度までとしており、利用者負担は150円と設定しております。

訪問型サービスCにつきましては、直接実施として市職員が実施しますが、一部運動指導とかの部分を委託で考えております。その単価については介護予防訪問リハビリテーションの報酬を参考に、1回当たり5,000円、週2回程度までということで、時間設定で報酬単価を出しております。利用者については無料とさせていただこうと考えています。

次、資料5になります。

通所型のサービス内容となりまして、3種類検討しております。一番左、現行の介護予防通所介護相当、通所介護になります。サービス内容については、介護予防通所介護と同様のサービス、デイサービスという扱いになります。対象者とサービス提供の考え方については内容のとおりです。

実施の方法は、事業所の指定、基準については次のページで。サービス提供者の例としては現行の通所介護事業所の従事者となります。現行のサービスの類似として、今、市内事業者としては67カ所指定を受けられております。

次、真ん中の通所型サービスB、これが住民主体による支援ということで、内容としては、体操、運動などの活動、自主的な通いの場の提供、そういう通いの場を利用しながら介護予防に取り組んでいただくという内容になります。

対象者とサービス提供の考え方としては、通年利用で要支援1、2相当でありながら、やはり閉じこもりで、孤食・低栄養の問題、社会参加が不足される高齢者を、想定しております。

実施の方法については補助、サービス提供者の例としてはボランティア主体となります。現行サービスの類似としては、街かどデイハウスなどが考えられます。

次、通所型サービスC（短期集中予防サービス）これは、先ほどの訪問型と同様、3月から6カ月の短期間で実施をして、一時的に機能低下が起きている状態を改善して、ほかのサービス、または一般介護予防の事業の方へ移っていただくという、短期集中型のプログラムになっております。

実施については、直接実施及び一部委託、対象者の状態に応じた独自基準を設けまして、プログラムを組むということになります。

類似としては、これまで二次予防事業として通所型の介護予防事業をやっておりましたので、その対象者の方々の中で、より短期集中で効果を出して改善を必要とされる方々へ、このサービスを提供したいと考えております。

次のページです。

これが通所型サービスの基準として提示しております。一番左、現行の介護予防通所介護相当ということで、これも厚生労働省のガイドラインと同様の人員、設備基準、運営等を盛り込んでおります。

真ん中の通所型サービスB、これについては、従事者の指定、設備、運営、この内容になりますが、ここの内容について最低守る基準というのが、ここの運営に係わる、下から6個四角のマスがあるのですけれども、ここの実施については、下から四つが最低守る基準となります。それ以外については市独自の基準という内容になっております。

通所型サービスCについては、管理者ほか、設備、運営、これも国のガイドラインを参考に、ここも運営の最低守る基準というところを盛り込みつつ、ほかについては、サービスの内容、また実施ができるこれまでの二次予防の内容ととも踏まえて、市独自で条件を設けております。

次に、一番左の介護予防相当の単価の件ですが、ここも現行の介護報酬の方法と同様になります。月額での包括単価で単価設定は要支援1、月額で1,647単位、要支援2で、月3,377単位としております。加算等についても同等の条件としております。利用者負担については、1割または2割で考えております。

次、通所型サービスBについての単価につきましては、月額の補助という形になります。開設の補助として、上限50万円、運営等補助、上限700万円、年間としておまして、内訳として月15万、光熱費等7万5,000円、人件費で10万円、その他で介護予防活動費補助ということで、加算での上限700万円と考えております。利用者負担については、1時間当たり50円以上の額、その他は実費ということを考えております。

通所型サービスCについては、直接市の職員によるプログラムの設定と指導ということになりますが、一部運動の指導とかについての委託を考えておりますので、介護報酬を参考に単価設定を行い、週に2回、1回2時間までということでの5,000円と考えております。利用者については無料、た

|             |   |
|-------------|---|
| <p>黒田会長</p> | <p>だ送迎については、状態、また改善の程度によって必要性を考慮して、実施をしていくということで考えております。</p> <p>それでは、次、資料6になります。</p> <p>各資料の4と5、こういうサービスを利用するに当たって、その根拠となるプランの策定の部分がこの介護予防ケアマネジメントとなります。</p> <p>その内容・基準としてお示ししております。</p> <p>これは、現行の介護予防支援と同等になります。ただ、呼び方がケアマネジメントAという形で、これまでの介護予防支援と同様のケアマネジメントの流れとなってきます。</p> <p>対象者となるサービスとしては、ここに訪問型、通所型として、平成28年度予定しておりますサービス内容が該当してきます。</p> <p>実施方法については、地域包括支援センターへの委託となります。</p> <p>ケアマネジメントについては、ケアプランを作成し、モニタリングを実施するということになります。流れは下に書いている内容になります。</p> <p>単価等につきましては、月額委託料として、これも積算の根拠は介護報酬を参考に1件当たりの予防支援の単価、単位、それと加算という形で4,300円ということで加算もつけると考えております。利用者については、現行と同様で無料と考えております。</p> <p>次に、資料7に移ります。</p> <p>これまでが各介護予防・生活支援サービスということで、サービス事業が中心でしたけれども、総合事業のもう一つの構成であります一般介護予防事業の案としてお示ししております。1から5の種類があります。これはこれまでやってきました各事業を引き続き、より地域の中で展開ができるような形で各施設、場所を使いながら、高齢者の健康づくり、介護予防、居場所づくり等を進めていくという形で、この事業も並行して実施をしていこうと考えているところです。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>資料4から7までの御説明をしていただきましたけれども、サービスの内容についての御説明です。種類、内容についての説明です。</p> <p>何か御質問はないでしょうか。</p> <p>資料4に訪問型サービスについて三つの種類でやっていくという御説明</p> |
|-------------|---|

|      |   |
|------|---|
|      | <p>でした。従来の給付サービスと同じようなものが訪問介護の①だというわけですね。②が、これは緩和した基準によるサービスということで、その事業をやってくれるところに支払う、介護報酬とは言わないのですね、これ。委託だから委託料ということになるのですね。それも従来の介護報酬の半額ぐらいになるということですね。</p> <p>もう一つが、訪問型サービスCというのは専門職による短期集中、3ないし6カ月ぐらいでの訪問の支援によって元気になってもらおうという事業だということです。これは委託もされるそうだけれども、市職員が直接実施するということですから、費用は委託料というのは、その場合にはかかってこないというわけですね。</p> <p>あと利用者負担を見ると、このサービスCは無料で提供するということになっています。今までの訪問指導とか、訪問支援は保健師さんが実施するにしてもお金をいただいて訪問するというのではなくて、押しかけていくのですよね。そういうアウトリーチ活動というかな、閉じこもっているような方を元気になってもらうためには、無料で訪問するというのがいいだろうということなのでしょうね。この緩和した基準によるサービスというのは、従来の介護報酬よりか委託料は基準だと、少なくなるわけですね。受けてくれるところはあるのですか。</p> |
| 事務局  | <p>数か所ちょっと相談をしながら、ということで、まだここという、決まった事業所としてはありません。いろいろな方々と相談しながら進めているところです。</p>   |
| 黒田会長 | <p>前は、シルバー人材センターの富澤委員が具体的な基準がどうなっているかというような質問をされたと思うのだけれども、本日欠席でお休みだったけれども、もう既に話をしておられるのですか。そこまではやってない。まだそこまで話さない方がいいですか。候補といたら、今類似の事業として書かれているものだから、そこが候補になっているのかなと思ったのですが。</p>  |
| 事務局  | <p>意向調査という形で、今後進めていこうというふうには考えております。</p>  |
| 黒田会長 | <p>これは、ボランティアのような住民活動の中では行われていませんか。そ</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>これは今回含めないことになっていますね。住民主体による支援、訪問サービスBという厚生労働省のタイプだと、資料4の前のページにある、住民主体によるサービス、支援というのは、今回の茨木市の計画にはサービスの種類として入れていないわけけれども、そういうサービスというか、そういう活動は茨木市の中にはないですか。</p>                                 |
| 事務局  | <p>サービスについては、平成29年度にかけて、生活支援コーディネーターと一緒にその辺の把握となってきますので。</p>  |
| 黒田会長 | <p>大北参事がちょっと異なる部分がある、と言っておられますよ。</p>  |
| 事務局  | <p>すみませんが、お願いします。</p>   |
| 事務局  | <p>ちょっと補足訂正いたします。住民参加型のボランティアB型につきましては、社協が校区福祉委員会を通じて小地域ネットワーク事業の中で、訪問事業とか安否確認など幾つかの事業の助け合いを、今現在は展開しておられます。ただ、これがボランティアBの事業体になるかどうかということとか、介護保険の枠にいくのかどうかということの議論は、まだそこまで進んでいないということでございます。</p> |
| 黒田会長 | <p>それは、もう本当に小地域ネットワークというか、校区福祉委員会の活動してやっているような分ですね。それ以外に会員制の有償ボランティアとか、そういう活動もあるでしょう。</p>   |
| 事務局  | <p>あります。ナルクさんとか、いろんところが展開しておられるところもございますので、それは先ほど竹下が申し上げましたように、これから意向調査も含めてしながら、基本的には基準緩和型のAにいけるように誘導をしていきたいというふうに思っていますけれども、時期を見て、一定の資源調査もしながら、B型が実現可能かどうかということも、これから見極めていくということになるかと思います。</p> |
| 黒田会長 | <p>この資料4の前のページにあるのが、厚生労働省が示しているいろんな多様なサービスというもののいろんなタイプなのでしょう。この黄色の部分を</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>今回計画の中に組み入れているけれども、青の部分については、ずっと組み入れることはしないというわけではなくて、これから検討もしていくことのようなのですね。</p> <p>同じように通所型では、これ住民主体にカウントされて、カウントといふかな、通所型サービスBとして、現在の街かどデイハウスのような事業を考えておられるということなのですね。これも類似のところには街かどデイハウスの名前が載っているのだけれども、実際に街かどデイハウスを通所型サービスのBとして、指定していくことになるのですか。</p> <p>私どもは、この介護保険の改正はこれまで市がやってきたこと、それと、これからの地域の創意工夫がある意味、試されるというふうに思っておりまして、そういったことから街かどデイを整備していきたくての良さというのをしっかりと介護保険制度の中で反映させたいという風に考えています、そうすれば、この街かどデイハウスにつきましても、もちろん事業者とも相談の上でございますけれども、できるだけ移行をしていただきたいと考えており、これから誘導を図ってまいります。</p> |
| 黒田会長 | <p>誘導を図っていくということだから、今街かどデイハウスの事業をやっている事業所が、全てこの通所型サービスBに移行していくかどうかというのはわからないということですか。</p>  |
| 事務局  | <p>勝手な意見で申し上げますと、現在21か所で街かどデイが稼働しておりますけれども、この21か所を何年かかけて、B型にいけるように誘導、指導、支援をしてまいりますというふうに考えております。</p>   |
| 黒田会長 | <p>街かどデイハウスの事業に関与しておられる人、委員さんの中にいないかな。そういったことだそうですが、もっと細かい議論をし始めると、今の街かどデイハウスの事業は大阪府からの交付金に基づいてやっているのですかね。ですから一般財源の中でやっていますよね。これが新しい総合事業になったら、介護保険の会計の中からお金を出すことになってきますね、委託料というのはね。それは、もらう側は財源がどちらでも活動が活発に続けられたらいいというふうに受けとめられるとは思いますが、その財源の出どころが変わってくるというのは、これどう考えたらいいのですかね。市</p>   |



|             |  |
|-------------|--|
| <p>事務局</p>  | <p>にとって、どちらかメリットがあるかとか、そんな事柄は考えてはおられないのですかね。</p> <p>これは事業の開始を10月から実施をしたいと提案したことにも関わりますけれども、市長選を踏まえた大きな政策的な変更になりますので、ここで具体的にこうです、ということがなかなか言い切れないということもちょっと御理解いただいた上で、担当課として考えておりますのは、市は、街かどデイハウスに代わる部分として元気な高齢者の受け皿として、いきいき交流広場というのをこれから順次整備を進めていくということを基本的な計画として持っています。そういう意味では、これまでサービスが重複しているのではないかということで、街デイ、いきいき交流広場が市民から見たらどっちがどっちかわからないと指摘されていた部分を、①介護保険の事業所、②介護保険の地域支援事業を活用した共生型の事業所、③一般会計の元気な高齢者の居場所という施策体系の整理を、この際しっかりとしたいというふうに考えています。</p> <p>それで、交付金の関係につきましては、確かに街かどデイハウスということで、これまで出てまいりましたけれども、茨木市の勝手な意見でございますが、いきいき交流広場は高齢者の居場所として、街かどデイと同じような役割として私どもはいただけるというふうに理解を勝手にしております、そういう意味では、介護保険・府交付金両方とも活用させていただこうというふうに考えているところでございます。</p> |
| <p>黒田会長</p> | <p>いや、考えてみたら、これは大阪府がやっている事業やからね、大阪府の意見を聞かんとあかんのやね。ここで議論して結論を出せるような問題ではないですもんね。大阪府がまた変えてしまうかもしれないですね、この新しい総合事業ができてきたということでね、考え方を。だから、今ここで決められることじゃないけれども、今、大北さんがおっしゃったような、いろんな柔軟な選択肢を考えながらやっていきたいと思いますということでしょうかね。</p> <p>ほかにもっといろいろと疑問とか質問ないでしょうか。</p> <p>ケアマネジメントに関しても、こうやっていろいろなサービスの種類が多様化していくと、この方はどの事業を選んでもらったらいいのかと一緒に考えているわけですがけれども、単に給付サービスを割り当てたらいいというわけじゃないから力量が必要かもしれませんね、この介護予防ケアマネジメン</p>   |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>トを行う方は。それは地域包括支援センターだけじゃなくて、民間の介護予防事業所の指定もやっていくわけですね。介護予防支援事業所かな。居宅介護支援事業者をそうやって指定してやるのですか。</p>  |
| 事務局  | <p>地域包括支援センターから委託という形になります。</p>   |
| 黒田会長 | <p>そうですか。地域包括支援センターと連携しながらやってもらうということですね。</p>   |
| 野口委員 | <p>野口委員さん。</p> <p>先ほど、街かどデイハウスのお話出ましたけれども、老人クラブとしましては、今現在いきいき交流広場というのを茨木市だけですけれどもやっております、そういうところが、ただサービスの実態がなかなかデイハウスと同じような形には移行していっていないわけですね。将来は、事業としてやる場合は、食事は今街かどデイハウスなんか出ていますけれども、あと入浴なんかのサービスは今ないですわね。その辺も整備せんと事業としては成り立たないのではないかと思いますけどね。</p> <p>それと今現在、茨木市はいきいき交流広場ということをやっておりますけれども、全国老人クラブ連合会が今進めております事業としてね、地域支え合い活動事業というのを今全国的に展開していこうとしています。これは今現在問題になっています介護保険制度の改正によるもので、老人クラブが担える部分があるのではないかとということで、事業を今展開する検討を進めているところです。</p> |
| 黒田会長 | <p>ありがとうございます。</p>  |
| 野口委員 | <p>これは、先ほどの通所型サービスBという、住民主体による支援のところに当てはまるわけですね。ボランティア活動とか、そういうものを通じてやっていくと。</p>  |
| 黒田会長 | <p>老人クラブが、この新しい総合事業の通所型サービスBに当たるような事業を展開していこうと、全国の老人クラブ連合会で検討しているというのですか。御存じですね。</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 事務局  | <p>聞いております。当初、このボランティア型Bが提案されたときに、この運営主体をどこと考えたらいいのかということで、私どもも質問させていただいたら、厚生労働省は老人クラブでも可能であるということの回答もいただいていたので、その件も含めて全老連が各単位老人会にそういう地域の貢献をすべきだということの指示を出されておるといことは以前から会長からも聞いておりますし、知っております。そういう意味では、いきいき交流広場や街デイ、それと既存の介護保険の事業、こういう事業をある意味、高齢者の状況に応じてきちっと地域の中にきめ細かく整備をするということをしなが、それぞれ違う役割を持った施設としてこれから整備を進めていきたいので、そのうちの一翼を老人クラブにも担っていただきたいし、何か助けていただけることがあるのであれば、一緒に協議を進めたいと思っています。</p> <p>それと、入浴の議論につきましても、市は老人福祉センターの入浴機能の廃止を実施しましたので、何らかの別の形で入浴の対応ができないのかということはずっと懸案事項として持っております。改めて御指摘いただいたということで、ちょっと今、具体的にお答えする手法を持ち合わせておりませんが、改めてご指摘をいただいたと理解させていただきます。</p> <p>本当にありがとうございます。</p> |
| 黒田会長 | 今、いきいき交流広場はどれぐらい広がってきましたか。  |
| 野口委員 | 13か所。   |
| 事務局  | 13か所目の今協議中です。   |
| 野口委員 | 12か所です。動いているのは12か所です。   |
| 事務局  | 現在動いているのは、12か所です。13か所目協議中です。  |
| 黒田会長 | 1か所当たりの開催の頻度というのはどれぐらいですか。  |
| 野口委員 | 1週間に3回。   |

|      |  |
|------|--|
| 黒田会長 | 1週間に3回ですか。   |
| 野口委員 | 月、水、金とかね。  |
| 黒田会長 | それは、なかなか多いですね。1週間に3回で、何人ぐらいの人が集まるのでしょうか。   |
| 野口委員 | 場所によりますけれども、今現在、開設しているところは、例えばコープの下にある会議室のような形で借りているところは随分たくさんあります。30人、50人が入れますので。 |
| 黒田会長 | 学校。  |
| 野口委員 | いいえ、端的に申し上げると・・・。  |
| 黒田会長 | 公民館みたいなところ。  |
| 事務局  | 生協マーケットの共用室を借りてやられているところもあります。   |
| 黒田会長 | そういったところもある。いろいろその地域で活用できる場所を見つけてやっている。  |
| 野口委員 | はい。それから、それ以外に、例えば少ないところになりますと、個人の家を提供しているところがあるのですね。                               |
| 黒田会長 | なるほど。割と柔軟ですね。  |
| 野口委員 | そういったところはちょっと入れませんので、少ないですけどね。   |
| 黒田会長 | おもしろそうですね。活動内容というのは、どんなものなのですか。  |
| 野口委員 | もういろんな活動をやっているまして、活動といっても、介護予防に当たる   |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>ような、例えば元気体操であるとか、あるいは、今はやりのニュースポーツとか、それ以外にいろいろマジックであるとか踊りであるとか、そういう趣味、従来、趣味のグループとして活動されていた人なんかが集まって、そういったものを全員に披露するというようなところもございます。あるいは、食事面では、例えばそば道場であるとか材料だけ提供してもらって、実際に実演するという、やるという。</p>   |
| 黒田会長 | <p>それは老人クラブ単位ごとに活動内容も自分たちで工夫して取り組んでいるというわけですか。</p>  |
| 野口委員 | <p>いろいろ活動内容を検討して、1カ月分の活動内容の予定表をつくって、それを配って、こういう日にはこういう講座があるから参加しようという人が出てくるわけですね。</p>   |
| 黒田会長 | <p>そういう活動内容だとか実績だとか、そういうデータはもう市もお持ちなのですか。</p>   |
| 事務局  | <p>はい。頂戴しております。基本単価で補助をさせていただいているということがございますし、人数に応じて加算もつけさせていただいておりますので、どういった人が来られているかということも含めて報告はきちっといただいております。基本的にはいきいき交流広場は、居場所をつくっていただくということが基本でございますので、老人クラブが法律に触れない限り何をしていただいても結構だということでお願いしておりますので、本当に多様なことをされています。カラオケであったり、囲碁、将棋であったり、いろんなことをされておまして、私どもできるだけこれを広げていきたいというふうには考えております。</p> |
| 黒田会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>これは、なかなか新しい試みだからね。これからの展開を期待したいですね。期待するのと同時にずっと懸案で議論されてきた会員の数がふえるっていうかな、それにつながっていったらいいですね。</p> <p>今のいきいき交流広場というのは、むしろ資料7にある一般介護予防事業にも内容的には重なってくるというか、そういう効果が期待できるような事</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>業だと思っただけけれども、この中にはいきいき交流広場というのは、どこか位置づけられているのかな。どうでしょうか。</p> <p>先生おっしゃるとおりでございますが、まだ、今そこまではちょっと位置づけをしておりません。</p>  |
| 黒田会長 | <p>そうですね、資料7の対応、場所等というところに名前は出てこないですもんね。この一般介護予防事業というの、それに相当するような活動がいろいろほかにもあるかもしれないのだけどもね。そういったものとの連携というか、総合化みたいなものも考えてもいいのかもしれないですね。どうなのでしょう。スポーツ関係の活動は、別のところでやっておられるのではないですか。</p> <p>今、議題2番目のサービス種類というところで議論しておりますが、どうぞ何か委員さんで御意見、質問ないでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>   |
| 事務局  | <p>すみませんが、総合事業に関して坂口委員さん、本日は欠席されていますけれども、事前に質問表が出ております。お手元に坂口委員さんからの質問の分と、それともう一つは資料として1枚つけてさせていただきます。</p> <p>坂口委員さんからの質問で、全体でまず1点目です。</p> <p>現在の要支援者が予防給付か新しい総合事業の対象になるかということで推計をとということで、御意見出ています。これについては、1枚別紙つけております。あくまでも、移行期における予防給付及び総合事業利用の対象者の推計ということで、国からのワークシートでの実績、また今後の推計ということを参考に、一月当たりの訪問型利用の人数を、26年度までは実績で、それ以降は推計という形で出させてもらっています。</p> <p>今回28年度の枠の、黄色の部分になるのですけれども、茨木市の場合、新規の認定者から移行を開始することになりますので、一月当たりの利用者の中で新規認定の新規利用者の割合というのを使いまして、おおむね522人が一月当たりかなと。そうすると、給付で引き続き残られる人、要支援1・2対象者がこの程度いらっしゃるのが28年度と見ております。</p> <p>29年度になりましたら、予防給付で、継続で残る人は、これは一月この人数になっておりますが、後半に向けてはこれがだんだん減っていきまし</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>て、一番上の利用者総数に移っていき、次32年度、これは次期の計画の最終年度になりますが、総合事業についてはこういう利用人数を想定する形で今のところ見ております。ただ、あくまでこれは、現在利用されている方々のみの推計となりますので、今後、窓口申請される人、いろんなサービスの利用の種類が増加することによっては、サービスを使われる方々の数自体も増加するのかなとは思っております。これは現時点での推計ということで表を見ていただければと思います。</p> <p>それから総合事業の構成ということで、2点目の質問の部分です。この件については、担当の永友に引き継ぎます。</p> <p>高齢者支援課の永友と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>質問の通所訪問サービス推移は短期集中で結果を出すとするところですが、このように御指摘のとおりで、短期集中、約3カ月から6カ月間で取り組んだ後が、やっぱり問題になってきますので、その後の行先として街かどデイハウスやいきいき交流広場、またいろんな介護予防教室などに参加していただくというのも目的の一つとしながら、関わっていききたいと思っております。</p> <p>続いて次の質問の、現在問題視されているMC Iの部分ですが、通所型サービスBに該当しますかという問いです。サービスBに該当します。特に先ほど資料にあった基本チェックリストの18、19、22、1項目以上該当ならば介護予防ケアマネジメントをしていきますので、そこでサービスBであるとか本人の希望によっていろんな介護予防教室を利用させていただくということになります。</p> <p>以上です。</p> |
| 事務局 | <p>続きまして、その最後の部分になります。フローチャートでは、定性的にはわかるが、定量化が必要ではないかということでこの件につきましては、平成29年度に次期計画策定の作業年度になりますので、平成28年度中に新しい総合事業をまず開始して、それと並行して開始したサービスの利用状況、それと高齢者のニーズ把握、サービスの担い手との調査を行いまして、そこから課題等の抽出、分析、その結果に基づいて、今後利用者の推計、それと必要となるサービスの種類、量等について29年度に計画を立てていくということにしております。</p>   |

|             |  |
|-------------|--|
| <p>黒田会長</p> | <p>以上が坂口委員さんからの御質問の内容への回答です。</p> <p>この③の、四角の濃淡の違いってというのは何ですかね。これ議題3なので<br/>すか。</p> <p>そう、じゃあ議題3に移りますね。</p> <p>いま、MC I というのが出ていたけれども、軽度認知障害と呼んでいて、<br/>認知症ではないけれども、記憶力何かが低下している状態というようなこと<br/>だけど、MC I から不活発だと年間に1割以上認知症に移行していくのだ、<br/>と言われているのですね。だけれども、MC I の状態でも積極的な予防活動<br/>をしたならば、その移行がある程度予防できるのではないかというような議<br/>論になってきていますね。運動もいいのだというわけですね。通所事業の中<br/>で、そういう認知症の予防になるような運動というのがもっと取り入れられ<br/>たらいいのかもしれない。自治体によってはそれをプログラム化している<br/>ところも出てきているのですね。二つの事柄を同時にやるというデュアルタ<br/>スクというのだそうだけれども、そういう運動すると脳の血流が上がって認<br/>知症予防になるというような、そういうデータが今つくられてきているとい<br/>うんです。</p> <p>やっていますね、NHKがキャンペーンしてね。運動しながらしりとりを<br/>するとかね。二つの事柄を同時にやるというのは、なかなか難しいですから<br/>ね。歩きながら数字を逆に数えていくとかね。いろいろ言われています。</p> <p>それでは、はい、どうぞ。</p> |
| <p>事務局</p>  | <p>前回に介護事業所の研修会の説明会を森委員さんに指摘されまして、実は<br/>この27日の午後に第1回目の総合事業説明会の予定をさせていただいて<br/>います。それで、もう一つ会長からお話のあった今後のケアマネジメントの<br/>重要性ということで、30日の午後に地域包括支援センターとケアマネさん<br/>向けに、ケアマネジメントと地域ケア会議等の研修を予定しています。そう<br/>いった形で1月に向けていろんな準備をしていこうと思っています。</p>  |
| <p>黒田会長</p> | <p>それでは、次の議題3に移ってまいりたいと思います。コーディネーター<br/>及び協議会の整備について事務局より御説明をお願いいたします。</p>  |
| <p>事務局</p>  | <p>説明をさせていただきます。</p>   |



生活支援コーディネーターの事業計画資料8に書いて入れさせていただきましたので、お開きください。

茨木市としましては、27年度に高齢者の居場所と出番をつくるということで、高齢者の中間支援組織としましてシニアプラザいばらき、高齢者活動支援センターというのを立ち上げさせていただきました。その施設を核として、ここで高齢者の出番をつくるためのさまざまな事業をやっていこうということと合わせて、27年度から社協にお願いをして生活支援コーディネーターを配置してきたところでございます。

具体的な事業計画は、社協と協議しながら進めてきておりますが、それを説明させていただきます。27年度から29年度以降ということでお考えいただけたらと思っております。それと何年度、年度ごとにやるということではなくて、あくまでもグラジュエーションという考え方でございまして、徐々に移っていったり、始めていったりということが、されていくということで御理解を賜ればと思っております。

まず27年度は資源開発、28年度はネットワークの構築をしよう。それとそれらの実績を踏まえた上でサービスのマッチングや、新しいインフォーマルなサービスと言われる部分の組み合わせ、創造しようというようなことに取り組めたらなというふうに考えているというところでございます。

まず、27年度は目標について四つ置かせていただきました。①元気な高齢者の活動拠点の整備をする、②元気な高齢者等が担い手として活動する場の確保をする、③サービスの担い手・団体を養成する、④地域に不足するサービスの創出、調査ということで御理解をいただけたらと思っておりますが、そういう四つの目標を立ててやってまいりました。

まず一つ目、今の進捗状況を報告しておきますと、高齢者の活動拠点の整備ということは、基本的にはシニアプラザいばらきの整備に尽きるというふうに思っております。この中で老人クラブもさまざまな新しい事業に取り組まれまして、これらの取り組みによって、加入が落ちていた老人クラブの会員数が何とか歩留まり、まだ上がるというところまでは来ておりませんが、歩留まりするところまでは、何とか頑張っているということでございます。あと社協にプラットフォーム事業を展開していただいております。

二つ目は、元気な高齢者を担い手としての活用する場の確保ということで街かどデイハウスを整備していこう。いきいき交流広場を整備していこう。

多世代交流センターを充実していこうというようなことを取り組んでまいりました。先ほども申し上げましたが、今現在で街かどデイは21か所でございます。いきいき交流広場は今13か所目の協議に入っているということでございます。多世代交流センターは10月にリニューアルが終わりまして、子どもも含めたさまざまな高齢者のボランティアの受け入れに頑張っているということなんです。

それと3点目は、サービスの担い手、団体の養成ということでございます。これはシニアプラザの事業として取り組んでいただいております。いきいき交流ポイントにつきましては、今現在で57事業所310人ということで報告をいただいておりますので、もう既に目標が達成をされているという状況になっております。いきがいワーカーズにつきましても3事業の事業化を目標としておりますが、相談そのものは40件を超えておまして、現在1事業者がNPOの申請をされたということで報告をいただいております。シニアマイスターにつきましても40人ほどが登録をされています。老人クラブの地域活性化事業で、老人クラブを何とか27年度中に8,000人に戻したいなというような目標も立ててやっております。

あと、今年度中にモデル地区を決めて地域の資源調査が、ヒアリングやワークショップでできたらいいというふうに考えているというところでございます。

こういう成果を踏まえて28年度にはこれも四つ、①関係者の情報共有の場を整理していく、②サービス提供主体の連携、③問題提起の場の設定ということと、④できましたら校区単位での第2層のモデル事業が始められないかということのを計画しているということでございます。具体的には、28年度は第1層の協議体の結成に努力していこうということを考えていただいております。

それで、どんな協議体をつくるのかということにつきましては、次のページをお開けいただけますと資料9で提案をさせていただいてきているところでございます。上が黒くなって見えにくくて本当に恐縮でございますが、ここに高齢者施策推進分科会の名前を入れさせていただいております。そのような枠組みで第1層の協議体をつくるということで、6エリアの皆さん方から参画していただくという風に思っています。一つは地域住民的な性格のある組織。福祉の性格のある組織。医療の組織。当事者団体的な性格、老人クラブとかですね、こういったところですけども、当事者団体的性格の

組織それと関連分野の団体、それとその他。第1層の目玉は、「その他」のエリアから幅広く選出していただくことにあるのかなというふうに考えております。これまでは前の5層、前半の5つのエリアまでは、例えばケア会議であったりとか、包括のいろんな関係の中で連携が取れてきたりはしていましたが、できましたらこの1層が緩やかにつながりたいということと、情報を提供する、連絡調整をするあるいは問題提起をしていただくという緩やかな懇談会的性格として位置づけたいというふうに考えておりました、そのためには農協さんであったり、郵便局であったり、あるいはコンビニの事業所であったり、あるいは宅配の業者であったりという日ごろからお宅を訪問したりとか、いろんなノウハウを活用していただいて、うちやったらこんな取り組みができますよというようなことを提供していただくような協議体をつくっていききたいというふうに考えております。

この1層のもとで2層を小学校区ごとに配置をしたいというふうに考えておりました、できましたら1層につきましては連合体組織が入っていただく。例えば、老人クラブだと、市老連が1層に入っていていただいて、単老の部分は第2層の小学校区単位に入っていただく。あるいは、郵便局であれば本局が入っていただきながら地域にある郵便局、特定の郵便局なんかは第2層に入っていただくということをイメージして計画をさせていただいているということでございます。

それに伴いまして、来年度は第2層もモデル的に何箇所か始められたらというふうをお願いをしております、そういった中で生活支援コーディネーターも必要に応じて配置ができたというふうに思っています。

ただ、本市の場合CSW、コミュニティーソーシャルワーカーを14名これまで配置をしてきましたので、この社会資源を生活支援コーディネーターと有効に連携をさせていただきながら、連携を取りながらいろんな協議体づくりに活用できないかというふうにも考えておりました、そういうのをこれから複合的に皆さんの御意見を頂戴して組み立ててきたらなというふうに思っています。

とりあえず、第1層につきましては来年の4月か5月ぐらいには立ち上がるように今準備に努力いただいているところでございます、そのための呼びかけや、意向調査みたいなことをこれから始めてまいりたいというふうに考えているところでございます。これが一応生活支援コーディネーター並びに協議体の設置に関する提案でございます。以上でございます。

|      |  |
|------|--|
| 黒田会長 | 新しいいろんな言葉が出てきていて、それぞれがどういったものかというのを理解しながら議論しないといけないのですけれども、まず生活支援コーディネーターと呼ばれる人が既に配置されているのですね。                                   |
| 事務局  | はい。  |
| 黒田会長 | これは社会福祉協議会にお一人。  |
| 事務局  | はい、今現在は社会福祉協議会にお一人。  |
| 黒田会長 | どんなバックグラウンドの人ですか。資格とかがあるのですか。本日は出席されておられるのですか。どうぞ自己紹介を。  |
| 事務局  | 私ではないですけれども、その者は社会福祉士、ケアマネージャーの資格、あと教員免許も持っています。   |
| 黒田会長 | 詳しくお聞きすると個人情報に触れてしまうのだけれども、男性ですか女性ですか。   |
| 事務局  | 女性です。茨木社協に入ってから今は2年目になりますけれども、社協の経験としては10年以上ほかの社協で経験をした者を採用しております。   |
| 黒田会長 | その職員はいろんなところで、生活支援コーディネーターになっているというようなことを周知してきておられるのでしょうかね。PRされているのですかね。   |
| 事務局  | 生活支援コーディネーターと名乗って仕事というのはあまりしてないのですけれども、拠点の整備の部分に関しては支援コーディネーターという名前でさせてもらっております。あと、シニアプラザの近くの中津地区や各地域に根差した活動の支援を主に今のところ実施しております。 |
| 黒田会長 | 野口委員さん御存じでしたか、もうお会いしている。   |

|      |  |
|------|--|
| 野口委員 | <p>本人と会ったことはないです。</p>  |
| 黒田会長 | <p>その生活支援コーディネーターが中心になって、コーディネートですから、いろいろなものを結びつけてコーディネートしていくわけですね。協議体をつくるのだというお話です。第1層は茨木市全体をカバーするもので、第2層は前回議論いたしましたね、小学校区ごとにつくるのだというお話でした。厚生労働省は日常生活圏域と言っているのですかね。だけれども茨木市は積極的に小学校区でこの第2層をつくっていくのだという考え方だということでした。32カ所ですね、第2層の協議体をつくっていくというね。なかなかの計画だと思うのですが、ぜひこの数年の間にそれが実現できればと思っているのですけれども、手始めに今年度は第1層の協議体を組織するので、それを来年の4月には立ち上げたいという計画です。どうぞ何か御質問ないでしょうか。</p> <p>どうぞ、船本委員さん。</p>  |
| 船本委員 | <p>船本でございます。今ちょっと茨木市の生活支援コーディネーターの事業計画ということで、来年の4月には一応第1層の整備についてということで立ち上げるようなお話をいただいたのですけれども、やはり、この六つのグループっていうのですか、団体っていうのですかね、茨木市内のそういう六つの組織がうまく機能してこそ初めてこういう取り組みができ上がるというふうに思っているのですけれども。今まではどちらかというと縦割りの形で、この六つの組織がばらばらなような活動をしておられるように感じますのでね、できれば、そういう協議体を早くつくっていただいて、茨木市のいろんな組織が、協議体を立ち上げていただいて、社会福祉協議会を中心にいろんな事柄を協議していただけたらというふうに思いますので、早く、一つ立ち上げをお願いしたいというふうに思います。</p> <p>何をやるにしても、やはり横との連携がどうしても必要になってくるということが言えますので、そういった点では何か一つ事業をやるについても、そういう横との連携が、やっぱりどうしても必要になってきますので、そういう連携の組織が、協議体ができるということは、いろんな事業をやる上においてはどうしても必要ですので、できれば、早くお願いをできたらというふうに思います。</p> |

|             |   |
|-------------|---|
| <p>黒田会長</p> | <p>ほかに何か御意見ございませんか。どうぞ、どんどん御発言ください。福田委員さん何か御意見ないですか。御質問でも結構ですよ。いいですか。</p> <p>協議体をつくることは大事だと僕も思うのだけれども、そもそも何を協議するのかっていう話なのですよね。こういう協議の場というのは、例えば事業計画の中でも地域ケア会議というのでね、これもいろいろ議論していましたよね。あれも市域レベルでの地域ケア会議と日常生活圏域レベルとの地域支援、地域ケア会議ですね。あれは2層になっていましたよね。似たようなアイデアでこの新たな総合事業に関連して、この協議の場をつくっていくわけですね。その関係、役割はどう違うのかとかね。この協議の協議体というのは年間に何回ぐらい開催するのかとかね。どうでしょうか。</p>  |
| <p>事務局</p>  | <p>先ほど申しあげましたように緩やかな懇談会として当面は位置づけようというふうに思っています。したがって、地域包括のケア会議だとか、幾つかの部分との、御指摘のような重複みたいなことについては私どもも若干の危惧もございます。</p> <p>ただ、民間事業者が入りそれぞれの取り組みを、例えばコンビニなんかは行方不明高齢者というか、こういう人たちのネットワークをつくろうというような取り組みを始めていただいていますし、郵便局は郵便局で宅配のネットワークを活用したいろんな取り組みが始まり出していますので、こういったものを共有したりとか情報提供したりというようなことをしながら、それやったら、わが団体でも、というようなことの、つまり、これまでの枠組みの中ではできないことが新しく可能になってくるのではないかという期待を今抱いているところでございます。したがって、先生から御指摘いただきましたように、切れれば切るほど金太郎アメみたいに同じメンバーばかり来ているということがないようにしたいということと、それと市全体の動きの中で地域協議会をつくって住民の組織をつくろうという別の動きもございますので、この辺の流れともこれから整合性を合わせていく必要がございます。しかし、2層づくりの中ではやっぱり必要かなというふうに考えておりますので、当面は1層を緩やかにつくることの中で、その中で付随して出てくる議論としてそういう議論を進めてまいりたいというふうに考えております。</p> |

|      |  |
|------|--|
| 黒田会長 | <p>どうでしょうか。イメージ皆さん湧きますか。はい、どうぞ。</p>  |
| 船本委員 | <p>今ちょっとお話がありました点で、この六つの組織というのですか、これが機能するようになったら茨木市でも言われておりますような地域自治組織的な形のもの、どのような関連があるか、その点そういうことも関連してお考えなのか、お答えお願いできますか。なかなか難しいでしょうか。</p>  |
| 事務局  | <p>今、船本委員が御指摘のところは、本当に私どももこれから検討していかんとあかんという段階でございまして、一緒に調整をしながら有効に連携ができるようにと言いますか、むしろそこを核にしながらいろんなつながりができるような形を目指す方法がいいのかなと思ったりしますので、これからしっかりと調整をしてみたいです。</p>   |
| 黒田会長 | <p>今、船本委員がおっしゃった地域自治組織ですね。これとても重要なもので、この第2層の協議体というのは、そういう地域の自治組織的なものとの重なりってというのが当然出てくるだろうと思うのだけれども。そもそも地域自治組織って茨木市ではどれぐらい今つくられているのですかね。機能しているのですかね。どなたか教えていただけませんか。福田委員さん、どうぞ。</p>   |
| 福田委員 | <p>私、葦原の校区なのですけれども、今、地域協議会の立ち上げをやっています。私のところでは、公民館とか、防災センターとか、コミセンとか、そういう団体が11あります。その頭を皆集めてですね、一つの協議会にするということを今やっています。</p> <p>これと今言われたことと、どうなっていくのかがちょっと全然結びつきがわかりませんが、とりあえず私どもは葦原については、その地域協議会に一本に一旦絞って、11ある団体をまとめて協議会にしていこうかなということ今動いていますけど。よそはどうなっているかわかりません。</p> |
| 黒田会長 | <p>地域協議会という名前は、全市的に使われるようになっているのですか。各校区単位でそういったものをつくろうという動きになっているのですか。</p>   |
| 事務局  | <p>全市的にそういう地域自治組織をつくっていこうというのは、ちょっと所管が違いますけれども動いています。もう既に、五、六ぐらいはできている、</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>と聞いております。</p> <p>さっきおっしゃっているように、その地域自治組織とこれとはどう違うかというのを、我々もさっき大北参事も言いましたけれども、まずは、これは高齢者に視点を置いた緩やかな横のつながりでの議論をしていく。ただ、それを深めていく中で、当然、地域自治組織の中の一部に入っていくんだということも想定されてくるかと思えますし、また、我々の部の中でも福祉政策課、地域福祉のほう、そういったところとも当然広がってくると思っていますので。</p> <p>ただ、まずは一旦やってみようやというようなところ。高齢者に関して、こういう今まで入ってなかった団体も入った中で議論していったら、それがうまくそこに入り込んでいけばそれが一番いい形かなというふうに思っていますけれども、まずは1回してみたいなと。やらせていただきたいなというところがございます。</p>  |
| 黒田会長 | <p>所管が違うけれども、その各校区の住民は一緒やからね。別のいろんな部署からいろんな組織がつくるようなアイデアが出てきても、実際地域で集まって協議できる人というのは重なってくる可能性がありますよね。そのあたりはぜひ調整というか、あるいは重なってもそれはそれで構わないのですよね。そして、それぞれの協議の目的によって適切な人が協議できるような場というのをつくり出せたらいいのだけれども。</p> <p>確かに、新しい総合事業といったら高齢者の介護保険の中で議論しているから、介護保険制度の一部だということにもなってくるけれども、こういう地域の取り組みというのは、そんな、なかなか切り分けられないはずなのですよね。だから、もう少し広い範囲で地域の協議体というのを考えていってもいいですね。先ほどおっしゃっていた地区福祉委員会の活動というの、何も高齢者に限定されているわけではないですもんね。</p> <p>それから、それこそ子ども・子育て支援からやっておられるのだらうと思いますから。</p> <p>そのほかに、何か御意見、どうぞ。</p> |
| 古長委員 | <p>福田委員さんにお聞きしたいのですが。地域協議体の11ある団体をまとめているとおっしゃいました。すみません、ちょっと認識不足なので、どういう団体を11団体入っているのでしょうか。</p>   |



|             |  |
|-------------|--|
| <p>福田委員</p> | <p>全部は頭に入っていないから。ちょっと待ってください。</p> <p>まずは自治会ですね。それから公民館、コミセン、老人クラブ、それから子ども会、それからPTA、あとちょっと、今ここに資料持ってきたつもりがないのであれなのですけれども、いろいろそういったものが全部、婦人クラブとかそういったものもあるのですけれども、最後に入ってもらったのが交番です。私のところで言いますと、玉櫛と島に交番があるのですわ。その交番連絡会議というのがあるから、そこ。防災センター、防犯協議会、青パトのクラブね。そういったのが入って全部で11あるのですけれども、そういう大体固まった団体が。特に老人クラブが、自治会単位でちょっとやっつけていけないぐらいの人数に、さっきの話じゃないですけれども、減ってきたので、それを一旦全体で老人クラブをつくろうやという話からこれが出てきたんですけれどもね。全体になれば、10人ずつおっても11おるから100人か200人ぐらいの老人集まりますから、老人に言うたらよくないのだけれどもね。老人クラブは。</p> <p>そうすると、いろんな取り組みができるのではないかとということで、今、それをまとめにかかっています。</p> <p>ほかのところは、特に公民館とかコミセンは単独で頑張っておられているので、そこの役員さんを協議会のメンバーに今呼んで、どうやっていこうかなど。将来的には、僕が個人的に考えているのは、老人クラブとかいろいろ市から支援いただいていますけれども、その地域協議会に一発で何百万かいただいてそれを全部で割り振りの中でやっていった方が一番いいのかなと思っていますのですけれどもね。</p> <p>まだちょっと形にはなっていない。今協議会の段階ですから。</p> |
| <p>古長委員</p> | <p>ありがとうございます。すごいですね。それだけの人を呼びかけてまとめていくっていうのは、葦原校区はすごく纏まっていると。</p>   |
| <p>福田委員</p> | <p>今、本当は言いたかったのはね、ただそれを市の、今の言うてはることとつなげる役、これがね、よっぽど頑張る人が出てこないとね。また葦原で言うたらいかんのですけれども、葦原地区はそこだけで頑張るということで、またポシャる可能性がありますから、それを市とつなぐ役は難しいけれども、誰かこう、市が引っ張ってもらわんことにはね、ちょっとこっちから乗り込</p>  |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>むわけにいかんから。そういったのが各31の小学校の中からそういう動く人を集めて何か協議会のもとみたいなのをつくってやっていかんと、ちょっとできないのではないかなと思いますけれどもね。</p>   |
| 黒田会長    | <p>今の構成団体の中に地区福祉委員会はなかったですね。</p>   |
| 福田委員    | <p>福祉委員会入っています。</p>  |
| 黒田会長    | <p>入っているのですか。</p>  |
| 福田委員    | <p>はい、福祉も入っていますし。</p>  |
| 黒田会長    | <p>民生児童委員協議会も入っている。</p>  |
| 福田委員    | <p>民生も入っています。</p>  |
| 黒田会長    | <p>そうですか。重なりも出てくる可能性もありますね。</p>  |
| 福田委員    | <p>たくさん役員されている人も、重なってきますけどね。</p>   |
| 黒田会長    | <p>この協議会、この第2層の協議会はこれから考えていくのだけれども、もう既に自治組織ということで、地域協議会として動いている校区もあるのだというお話ですね。参考にしながら考えていかなくちゃいけないですね。</p> <p>ほかに何か御意見ないですか。</p> <p>この医療専門機関・団体というのが、この六つの構成メンバーの中に3番目にあるのだけれども、ここに書いてある三師会ね。校区単位にそんな誰か代表が出たりとかできるのですかね。中村委員さん、そこまでは。地域包括支援センターの日常生活圏域では、今地域ケア会議に代表が出るようになっている。</p> |
| 中村よし子委員 | <p>代表が出るようになっているのですけれども、地域包括会議が始まる時点では、各圏域1名出してほしいということになって、1名を決めたのですけれども、いざ地域会議が開始したら1名の薬剤師ではちょっとということ</p>  |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>で、何名かの薬剤師さんを出してほしいというふうになってきているんです。私の勤務しているところは、葦原地区なので、葦原地区は結構、医師や歯科医師の先生も薬剤師も数名出てくれて、一番いい感じで、バランスで来てると思うんですけども、やっぱりほかの地区がなかなか私たちも頑張ってるように、と頼んでいるんですけども、なかなか勤務時間、開局している時間に出るとというのがなかなか難しく、ちょっと人数のばらつきがあるので、私は自分の圏域外のところの包括にも声かけられて、来るだけ来てくださいということなので、一応今担当が在宅の担当なので、一応全圏域のケア会議がどんなふうに進んでいるのかということを見たいなという意味で、来週の木曜日は庄栄エルダーにちょっと声かけられたので参加してこようとは思いますが。</p> <p>薬剤師会としても、いろいろそういった会議に出るよにということ、いろいろな研修会にできるだけ参加しています。それで出てくれている人も少しずつ増加していますけれども。</p> |
| 黒田会長 | <p>三師会ってね、そういう専門職団体もこういう地域の協議の場に出ていく時代になってきて、それぞれ代表決めたりするようになってきたというわけですね。</p> <p>だけど、小学校区単位にこんな第2層の協議体をつくって、そこにもこういう専門職の参加ということになってきたら、なかなかお忙しいでしょうね。そういう動きがだんだんとこれから必要になってくるだろうとは思いますが。</p> <p>森委員さん何か御意見ないですか。これからの構想。</p>  |
| 森委員  | <p>森です。やはりこういうふうに形をつくるというのは一応大事やと思います。さっきおっしゃったようにやってみないとわかんないっていかね。やらないと始まらないというのがありますから、そういった形で進めていくというのはまず大事だなと思っています。</p> <p>ただ、第3部じゃないのですけれども、サービスの種類とかその辺も含めてですね、実際に動くときにやはり坂口委員さんも書いてはりましたが、定量化っていいですか、どのぐらいの量でいけるのかというのを、一応実績出していると思いますが、そしたらそれに見合うだけの事業体が動くかどうかということと、それとケアマネジメントがほんとにできるのかな</p>  |

|             |  |
|-------------|--|
| <p>黒田会長</p> | <p>と、ちょっと私は心配しているのですね。実は恐らく包括支援センターがパンクするのではないかなというようなちょっと気はしてまして。その辺も含めて、もう少し数なんかの体制なんかを実際にどこが受ける、どのくらい受けられるのかなというところの見積もり、と言いますかね。そういったところをもう少し具体的に進めていかないとしんどくなるのではないかなという気はしています。</p> <p>それから、もう一つ指摘すると、包括支援センターの自分のとこのケースですね、自ケースっていうのが市町村によってはかなり制限を受けているところがありますし、1割未満にせえというところがありますし、また、茨木はそうじゃないですけども、その辺の考え方というのも茨木市さん、これからどういうふうに思っていられるのか、今のまま行かれるのかどうかというところも、ちょっとこれからしっかり教えてあげないといけないかなと思っていますが、それによっては恐らく今、各ケアマネの事業、居宅支援事業所も支援のことを、あまり受けたくないと言いますかね、もう手いっぱいだからあんまり受けたくないし、費用的にもはっきり言いましたら、そういう収支的にはあまりメリッ的にないようなところがあるので、あんまり受けたくないなとか、新しいのをお願いしても、ちょっとうちはいっぱいだというような形で断られることがままありまして。そうなってくるとどこが受けるかと言うと、包括支援センター持っている法人の計画支援事業所が何とか受けないとしゃあないとかね。そういったようなこともあって、結構包括がいっぱいになってきているような気はしますので、その辺もこれからのしっかりと数量なんかを見極めながら、体制、どういうふうにやっていくのかという人件費的な問題、そういう予算的な配置もこれから含めて考えていただく必要があるので、その辺は以前も前回もお話しましたけれども、包括支援センターしっかりと、ケアマネジメントってものすごく大事なところがありますから、そこからどういうふうに事業体、事業所が受けていけるのかというところを、もう少し詰めて見極めていただけるような形の動きもお願いできればありがたいなと思っています。</p> <p>森委員さんの施設には、地域包括支援センターが置かれていましたよね。今、地域包括支援センターの立場から発言できる委員さんは森委員さんだけなのでしょね、この中ではね。だから、今の意見はとても大事ですね。地域包括支援センターの職員の動きがこの新しい総合事業やっていくときに</p> |
|-------------|--|

|      |   |
|------|---|
|      | <p>はマネジメントでどう変化していくかって。これも注目しておかないといけないですね。</p> <p>渡邊委員さん、何か御意見ないですか。先ほどの第1層の協議体には保健所にも参加していただくことになっているようですけども。</p>   |
| 渡邊委員 | <p>現在、地域ケア会議の案内とかもいただいているのですけれども、全部は出ていけない状況ですので、可能な範囲で、保健所内で調整して、今後とも参加していきたいと思っています。</p>  |
| 黒田会長 | <p>よろしくをお願いします。</p> <p>今、議題3までまいりました。この議題3、コーディネーター及び協議体の整備までで、何か御意見を言い残している方いらっしゃいませんか。</p> <p>ないようでしたら、議題4その他に移りたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>先ほどの坂口委員さんからの質問で関連するところがありましたっけ。</p>   |
| 事務局  | <p>失礼いたしました。坂口委員の質問で、資料9の1層、2層の協議体における関連分野の説明で、色がちょっと違っていると。網がかかっているのと濃いのと。これは何か違いがあるのかということで御質問いただいていたのですが、たまたまこの資料をカラーでつくっておきまして、カラーを白黒にしたものですから、コピーしたらこうなってしまったということでございまして、申し訳ございません。紛らわしいことをしてしまいまして。何の意味もございませんのでよろしくお願い申し上げます。</p> |
| 黒田会長 | <p>それでは、その他について事務局から御説明お願いいたします。</p>  |
| 事務局  | <p>その他について今回は特にございませんので、連絡事項を伝えさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>   |
| 事務局  | <p>では、連絡事項をお伝えします。</p> <p>今回の議題につきまして、御意見がございましたら一週間後の11月27</p>   |

|             |   |
|-------------|---|
| <p>黒田会長</p> | <p>日の金曜日までに事務局にファクス、郵送またEメールで御提案いただきたいと思います。</p> <p>なお、次回の開催予定ですが、地域福祉推進審議会を来年3月に開催したいと思います。時間、案件等、詳細につきましては、後日事務局から御通知をさせていただきますのでよろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>本日は第3回の高齢者施策推進分科会ということで、地域支援事業の中でも特にこれから具体的に実施していくこととなります新しい総合事業について検討していただきました。サービスの種類をどう設定するかとか、それからコーディネーターを配置してこれから第1層、さらに第2層の協議体をつくっていくというような方向性について御説明いただいて議論したわけですけれども、この分科会は、今年度はこれが最後になるのかな。ということで早速、市には本日の計画に従って行動していただくということになってまいります。ということで委員の皆さんにはそれを了承していただいたということでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> |
| <p>黒田会長</p> | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ほかに御意見がないようでしたら、本日の議題、案件はこれで終わりたいと思います。</p> <p>どうも御協力ありがとうございました。</p>   |